

お支払い方法[機器貸付料]

1. 窓口でのお支払い

本所(京都市下京区)

- 京都府中小企業技術センター(京都府産業支援センター)3階 総務課窓口でお支払いください。
- 支払方法は、現金、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済からお選びいただけます。

種別	ブランド
現金	—
クレジットカード	Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover 
電子マネー	iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系電子マネー (PiTaPa除く) 
スマホ決済	PayPay、au PAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い 

中丹技術支援室(綾部市)

- 京都府中小企業技術センター中丹技術支援室の窓口でお支払いください。
- 支払方法は、現金のみです。

2. 納入通知書によるお支払い

- 当センターが発行する「納入通知書」により、金融機関の窓口でお支払いいただけます。
- 機器貸付の事前打ち合わせ時に、担当者にお申し出ください。
- 「納入通知書」は、お申し出いただいてからお手元に届くまでに約1週間かかります。
- お支払い後、機器をご利用になる前日までに領収書の PDF を担当者にメールで提出してください。(ご提出がない場合、入金の確認に日数を要します。)
- 当日延長の場合は、窓口でのお支払いのみとなります。

※ 窓口、納入通知書いずれの支払方法も難しい場合は、当センター総務課(075-315-2811)まで御相談ください。

※ 「機器貸付承諾書」をインボイスとして発行しています。窓口でお支払いの場合は、お支払い時にお渡します。「納入通知書」によるお支払いの場合は、「納入通知書」と併せてお送りします。

※ 請求書は発行しておりません。